

◎十二番（大場秀樹君）県民連合議員会の大場秀樹です。どうぞよろしくお願
いします。

私は、子供の健全育成を目的としたNPO法人を主宰しています。今年の
活動は、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく制限されている状況で
すが、福島市内の小学生を対象に、新型コロナウイルス感染症と闘う全
ての人々に感謝し、メールを送るというテーマでポスター作品を募集しまし
た。短い夏休み期間にもかかわらず四百枚の作品応募があり、一昨日まで
福島市内のこむこむにて展示し、多くの方々に御覧いただきました。

ポスターに描かれたのは、医療従事者、スーパーの店員さん、宅配便の運
転手さん、駅員さん、ワクチン開発者など多岐にわたりました。ポスター
を描いてくれた子供たち同様に、感染のリスクを背負いながら日々の業務
に従事しておられる皆様に心から感謝を申し上げます。一刻も早い終息を
願いつつ質問に入ります。

コロナ禍と言われる状況となり、政治に求められることは、経済対策とい
うアクセルと感染拡大防止というブレーキをいかにバランスよく踏み分け
ていくことだと思えます。

ここでまずは、ウィズコロナにおける観光業の再生についてであります。
観光産業は、旅行業、宿泊業、飲食業にとどまらず、農林水産業、製造業、
建設業など異業種と密接に連携する総合産業であり、その裾野の広さゆえ
に大きな経済波及効果と雇用の創出力を持つことから、地域経済の成長の
牽引役と期待されています。

しかしながら、観光業は今般の感染症により厳しい経営状況となり、その
裾野が広いがゆえに本県全体の経済に大きく影響を及ぼしています。いか
に観光業の再生を図っていくかが喫緊の課題となっております。

先日、ある旅館経営者の講演会に参加しました。講師は「全国から一人で

も多くのお客様に来ていただきたいが、一方で感染から従業員を守る義務もある」と話され、経営者の皆さんはそうした期待と不安の矛盾した思いをお持ちであると実感いたしました。

私は、今後の地域経済の回復を図るためには、従業員の皆様の不安解消に努めつつ、お客様が安心して福島の旅を楽しんでいただけるようになることが本県の観光にとって他県との差別化が図れる大切なことと考えております。

そこで、ウイズコロナの状況の中、観光業の再生に向けた知事の考えをお尋ねいたします。

次に、飲食店の感染防止対策についてであります。

いまだ新型コロナウイルスの感染拡大が続いておりますが、その要因の一つとして、飲食店におけるクラスターの発生が挙げられております。

先日利用した飲食店では、店員さんは全員フェイスシールドとマスクを着用し、四人がけのテーブルにはアクリル板が設置され、同行者との会話は聞こえにくく、話しづらく、全く盛り上がりには欠けましたが、逆に言いますと、きちんと対策がなされ、安心したのも事実です。

令和二年七月二十八日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から示された飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組では、業種別ガイドライン遵守の重要性が指摘されています。

社会経済活動を維持しつつ確実な感染防止策に取り組むためには、飲食店に対する分かりやすい感染防止対策を周知するとともに、継続的で実効性のある取組が重要と考えます。また、利用者側もそれを理解する必要があるります。

そこで、県は飲食店の感染防止対策をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

次に、保健所機能の強化についてであります。

今般のコロナ禍における感染拡大防止の最前線の一つに保健所が挙げられます。保健所職員の皆さんは、県民や関係機関からの電話相談対応のほか、陽性者の感染経路の聞き取りや健康観察、検体搬送など多種多様な業務に懸命に取り組んでいただいております。

しかし、県内においては八月以降も感染者が途切れない状況が続いており、対応に当たる保健所職員の皆さんの疲労や負担も心配になるところです。今後の状況を見据えると、最前線で業務に従事する保健所機能を強化していくことが必要だと考えます。

そこで、感染症対策における保健所機能の強化について県の考えをお尋ねいたします。

次に、スーパーなどにおける感染防止対策の徹底についてであります。新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、緊急事態宣言が発出された中でも食品など生活必需品を販売するスーパーやコンビニにおいては店舗営業を継続してきました。こうした場所には多くの来客が想定されるため、感染が広がることのないよう、店舗における感染対策を行うことが重要です。

本年四月頃の報道では、ヨーロッパ諸国では医療機関と並んでスーパーでの対策の遅れが爆発的な感染拡大につながったと報道がなされていきました。現在各店舗においては、手指の消毒やレジでのビニールシートの設置など様々な取組が行われていますが、感染拡大を防止するためには、そうした取組の徹底が継続されるとともに、消費者にもその趣旨を理解してもらうことが重要です。

そこで、県は生活必需品を扱うスーパーなどにおける感染防止対策の徹底を図るため、どのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

次に、地域公共交通の支援についてであります。

地域公共交通は、高齢者等の通院や買物、子供たちの通学、社会人にとっては通勤など、県民生活にはなくてはならない移動手段であり、これまでも県は国や市町村等の関係機関と連携して公共交通の維持確保に取り組んできたと認識しております。

しかしながら、感染拡大が長期化し、外出自粛、学校の休校やテレワークの推進などの影響を受け、鉄道やバスなど交通事業者の運賃収入は大幅に減少していると聞いております。

今後このような状況が続けば、運行本数の減少や運行の休止など、県民生活に支障を来すおそれがあります。さらなる支援により、地域公共交通を守っていく必要があると考えております。

そこで、県は感染症の影響を受けている地域公共交通をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

次は、災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

さきの台風第十号では、事前から特別警報級の台風だと注意喚起がなされ、九州や四国などで最大で十七万人を超える方々が避難所に避難されました。避難所では、感染症対策のため定員が絞り込まれたことから、地域の住民が入り切れずに、ほかの避難所を紹介されたケースや、当日に避難所を追加する対応を取った自治体もありました。

また一方では、避難勧告等の対象者が八百万人を超えていたことから、三密の状態が予想される避難所への移動をためらっていた方もいたとされ、避難所における感染症対策の徹底が求められております。

そこで、県は感染が懸念される中、災害時の避難対策にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、県職員の在宅勤務についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県では今年六月から最大三千五百人分のオンラインによる在宅勤務環境を整備しました。職員は、自宅の私有パソコンからインターネットを介して職場のパソコンを遠隔操作することが可能になったと聞いております。

その一方で、自宅にパソコンを所有していない職員やインターネット環境が充実していない職員への配慮も必要と考えます。新型コロナウイルス対策として普及した在宅勤務を定着させられるよう、県職員の在宅勤務の環境整備をさらに進めていくことが必要と考えております。

そこで、県は職員の在宅勤務にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、児童生徒の体力向上についてであります。

現在の県内外の感染状況を見据えると、学校教育の現場でも長期的な感染症への対応が求められています。こうした中、子供の教育を受ける権利を持続的に保障していくためには、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で学校教育活動を継続していく必要があります。

しかし、コロナ禍においては、体育の授業や運動部の活動制限、大会の中止や縮小等が続き、本県の児童生徒の体力に影響を与えることが懸念されます。

そこで、県教育委員会は感染症の影響で低下が懸念される児童生徒の体力の向上にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、県立高等学校のオンラインによる家庭学習の支援についてであります。

これまでも県教育委員会は本県の子供の学力向上に向けた様々な取組を行ってきました。しかしながら、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によつては、今年の三月から五月のように長期にわたつて休校となることも

予想され、学力の低下も懸念されます。

その対策として、家庭でのオンライン学習による学びの保障をすることが重要であり、特に通信環境が整っていない家庭への支援、教員のICT、情報通信技術を活用した指導力の向上が必要であると考えます。

そこで、県教育委員会は県立高等学校においてオンラインによる家庭学習の支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、これまでの大規模災害の教訓を災害対策にどう生かしていくかという観点から、まずは東日本台風等の教訓を踏まえた市町村との連携についてであります。

令和元年に発生した東日本台風で甚大な被害を受けた市町村では、住民避難の呼びかけ、避難所の開設、被害状況の情報収集や被災された方々の住居確保、生活再建に向けた支援など膨大な業務に追われました。

県が設置した検証委員会では、市町村職員のマンパワー不足や業務負担の増加により、災害対応でも様々な課題があったと報告されております。例えば被災した市町村に他県の自治体から応援に来られても、その応援職員の受入れ態勢の不備が課題だという意見もありました。

市町村は、基礎的自治体として最前線で災害対応に当たることになります。しかしながら、大規模災害は市町村単独で対応できるものではありません。県や関係機関が連携して市町村を支える協力体制が必要であり、昨年の災害対応から学んだ教訓を今後の市町村支援に生かしていくことが重要です。そこで、県は令和元年東日本台風等の教訓を踏まえ、市町村とどのように連携を図っていくのかお尋ねいたします。

次に、東日本大震災・原子力災害伝承館についてであります。

宮城県では、震災対応経験のない若手職員が全職員の三分の一を占め、震災時の体験をどう伝えていくかが大きな課題となりました。そこで、震災

の経験を後世に生かすことを目的に、延べ千二百人ほどから聞き取りを行い、音声や画像などで記録を残し、当時のことを伝える災害エスノグラフィの取組を行っている」と報道で知りました。本県でも、東日本大震災の記録と復興への歩みにおいて、震災対応に当たった職員のメッセージを掲載し、引き継いでいく取組がなされているところです。

福島県では、双葉町に整備を進めてきた東日本大震災・原子力災害伝承館が本年九月二十日に開館しました。震災から九年半が経過し、震災と原発事故の記憶が薄れていく中、その経験、教訓を将来に生かしていくことがますます重要と考えます。

そこで、県は東日本大震災・原子力災害伝承館において震災と原発事故の記録と教訓をどのように伝えていくのかお尋ねいたします。

次に、地元企業の受注機会の確保について伺います。

新型コロナウイルス感染症は、経済活動に深刻な影響を与えております。交通手段と通信技術の目まぐるしい発達により、これまでの経済活動は国境を越え、より遠く、より多くの地域へと範囲を拡大してきました。

しかしながら、コロナ禍においては、経済の流れは大きく変化していくことが予想され、人、物、金の経済を地域で循環させていくことの重要性も指摘されています。多くの企業が経営を維持していくことに苦労を強いられている中で、地域経済を支える地元企業の経営を維持させる意味はこれまで以上に重要です。

特に地域に根差した建設会社は、地域住民の生活に欠かすことができないインフラの維持管理や冬季の除雪作業など大きな役割を担っており、これからもその役割を維持していくためには、経営の安定化を担保できるような対策が必要と考えます。

そこで、県は工事の発注において地元企業の受注機会の確保にどのように

取り組んでいるのかお尋ねいたします。

次に、障がい者スポーツの振興について伺います。

今年三月、地元地域で開催された障がい者スポーツ大会に参加する機会がありました。大会種目は、パラリンピックの正式種目であるボッチャですが、障がいのある人もない人も同じスポーツに熱中し、すばらしい交流の機会となりました。

そもそもスポーツは体力増強や精神活力の源になるものであり、障がいのある方にとっても、自身の身体、精神の健康を育むとても重要なものとなっております。障がいのある方が生涯にわたってスポーツに親しむことができる機会の確保に向けて、障がい者スポーツ指導者の育成や各種スポーツ大会の開催など、様々な取組を行っていくことが求められています。

しかしながら、東京パラリンピック競技大会が延期されるなど、一般の新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、県内においても定期開催されてきた障がい者スポーツ大会などイベントの中止や延期など著しく停滞しています。大会を目標にトレーニングしてきた方々の目標の喪失やスポーツに親しむ機会が減ってしまうことで、運動の機会や社会参加の機会の減少が懸念されるところであります。

そこで、県は障がい者スポーツの振興にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

最後に、不登校児童生徒への支援について伺います。

近年、公立小中学校における不登校児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、歯止めのかからない状況にあります。昨年度、文部科学省による調査によると、本県においても不登校児童生徒は二千人を超え、大きな課題となっております。

不登校となってしまう背景や要因は、かつてはいじめや学業不振と言われ

てきましたが、現在の背景や要因は年々複雑化、多様化し、一人一人の状況に応じた支援が必要であると思います。また、感染症に伴う学校の臨時休校が児童生徒の心や生活に与える影響を考えると、今年度は今まで以上に児童生徒の心のケアが重要と考えます。

そこで、県教育委員会は公立小中学校における児童生徒の心のケアにどのような取り組みでいくのかお尋ねし、質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

◎副議長（長尾トモ子君） 執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君） 大場議員の御質問にお答えいたします。

観光業の再生についてであります。

今般の新型コロナウイルス感染症により、県内の観光業は深刻な影響を受けており、早期の再生に向けた支援が必要です。このため、関係団体等と連携をし、アルコール消毒液の配布やオンライン研修会の開催、感染拡大防止に向けた動画の制作、配信などに取り組むとともに、各事業者におかれても、感染拡大予防ガイドライン等に基づき、それぞれの施設で感染防止対策を徹底するなど、官民一体となって取組を進めております。

あわせて、国の施策に先駆けた県民限定の宿泊割引や宿泊特典クーポンの配布を行うなど地域経済の早期回復に努めており、さらに先日開催をした山形、新潟との三県知事会議の合意に基づき、宿泊割引の対象エリアを両県にも拡大しております。

観光業は、裾野の広い産業であります。多くの人々の生活と密接に結びついているだけでなく、現地を訪れる方々との様々な出会いや交流を通じて地域に活力をもたらしてくれます。

そのため、観光業の力強い再生は本県経済の再生を大きく牽引するものと

捉えており、今後もウィズコロナの状況を十分に踏まえながら、本県の強みを生かした観光資源のさらなる磨き上げや受入れ環境の整備促進に努めるなど、感染症対策と両立した観光業の再生に全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（総務部長佐藤宏隆君登壇）

◎総務部長（佐藤宏隆君）お答えいたします。

職員の在宅勤務につきましては、六月から職員が所有するパソコンを活用したオンラインの在宅勤務を全庁的に始め、さらに今月からは在宅勤務用パソコン四十台の貸出しを開始しております。

また、現在二百台のパソコンを追加する契約準備を進めるなど、さらなる環境整備に取り組んでいるところであり、引き続き職場における感染拡大防止と職員の柔軟な働き方を推進する観点から在宅勤務の取組を積極的に進めてまいります。

次に、地元企業の受注機会の確保につきましては、本県入札制度の柱である条件付一般競争入札の総合評価方式において、企業の所在地をはじめ雇用の確保など地域社会に対する貢献度の評価点を高める制度運用に取り組んでまいりました。

さらに、今年度からは地元企業の健全経営の継続を図るため、一部工事を対象に災害時対応などの実績を有する企業を入札参加者として指名する地域の守り手育成型方式を試行導入したところであります。

（危機管理部長大島幸一君登壇）

◎危機管理部長（大島幸一君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する災害時の避難対策につきましては、市町村が要配慮者等の避難先としてホテル等を活用する場合の補助制度を創

設したほか、指定避難所以外で利用可能な県有施設について市町村に情報提供しているところであります。

引き続き、県民に対し、親戚、知人宅等への分散避難も含め周知啓発を行うなど、関係機関と連携しながら避難時の感染症対策に取り組んでまいります。

次に、令和元年東日本台風等の教訓を踏まえた市町村との連携につきましては、市町村の被災状況を的確に把握するためのリエゾン職員を早期に派遣することや、市町村が他自治体から応援を受け入れ、円滑に災害対応を進められるよう、受援計画の策定を支援することが重要であると考えております。

そのため、平時から課題の共有に努め、災害に備えた体制整備を支援するなど、市町村との連携強化を図ってまいります。

（生活環境部長渡辺 仁君登壇）

◎生活環境部長（渡辺 仁君）お答えいたします。

感染症の影響を受けている地域公共交通につきましては、乗客、乗員の安全と安心を確保するため、感染防止対策に要する経費を支援しております。さらに、利用者の本格的な回復が見通せない非常に厳しい状況を踏まえ、地域鉄道や乗合バスが通常運行を継続できるよう必要な経費を緊急的に支援することとしており、今後も県民生活に不可欠な地域公共交通をしっかりと維持確保してまいります。

（保健福祉部長戸田光昭君登壇）

◎保健福祉部長（戸田光昭君）お答えいたします。

飲食店の感染防止対策につきましては、生活衛生同業組合等の感染拡大予防に係るガイドラインの策定を支援するとともに、店舗への保健所の立入調査の機会を捉えて指導助言を行っているところであります。

今月からは、新たにガイドラインの遵守が確認された店舗へステッカーを配布し、その情報をホームページで発信することで感染防止対策の見える化を図っております。

今後とも、より実効性の高い対策が実施できるよう支援してまいります。次に、感染症対策における保健所機能の強化につきましては、これまで業務増に対応するため、相談業務の委託や会計年度任用職員の採用、他所属からの応援派遣等を行ってまいりました。

現在、本年七月に策定した保健所の即応体制整備計画に基づき、検体搬送の委託や市町村保健師等との連携、感染者情報把握・管理支援システムの活用等に取り組んでいるところであり、引き続き保健所機能の充実を図ってまいります。

次に、スーパーなどでの感染防止対策につきましては、事業者や業界団体に対して感染拡大予防に係るガイドラインに基づいた対応の徹底をお願いしてきたところであり、店舗における対策のほか、従業員の感染予防や健康管理等について創意工夫して実践していただいております。

今後とも、各団体におけるガイドラインの不断の見直しと事業者の効果的な取組を要請し、感染防止の徹底を図ってまいります。

（文化スポーツ局長野地 誠君登壇）

◎文化スポーツ局長（野地 誠君）お答えいたします。

東日本大震災・原子力災害伝承館における震災と原発事故の記録と教訓につきましても、複合災害に関する実物資料をはじめ当時の写真や記録映像などの展示、県民の皆さんが経験した避難生活や生活環境の激変、様々な分野における復興への挑戦など語り部や証言映像により伝えてまいります。

また、教育旅行や団体向けの研修において、展示見学に加え、現地の被災状況や復興の過程を学ぶ取組等を続けてまいります。

次に、障がい者スポーツの振興につきましては、障がい者の社会参加の促進等を図るため、幅広い世代が参加できる総合体育大会やスポーツの楽しさを伝える体験教室の開催などに取り組んでまいりました。

今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、障がい者の特性にきめ細かく配慮し、競技種目や参加人数の調整など感染拡大防止を図りながら、体験教室等の再開を段階的に進めてまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で低下が懸念される児童生徒の体力の向上につきましては、感染症対策を徹底しながら運動機会の確保に努め、自分自身で体力や健康課題を解決していく力を育むことが重要であると考えております。

今後も原発事故以降の健康課題克服に取り組んだ経験を生かし、本県独自の自分手帳や運動身体づくりプログラムの活用を促すとともに、家庭と連携して運動の習慣化に努め、児童生徒の体力向上に取り組んでまいります。

次に、県立高校のオンラインによる家庭学習の支援につきましては、現在通信環境が整っていない家庭に貸与するモバイルルータやキーボード付端末の整備を進めるとともに、教員向けに教育支援ツールの活用方法に関する動画の提供を行っているところであります。

今後は、モデル校において指導事例を蓄積し、その成果を普及するとともに、県内三地区で教育支援ツールをより体験的に学ぶ研修を行うなど、オンラインによる家庭学習の支援に積極的に取り組んでまいります。

次に、公立小中学校における児童生徒の心のケアにつきましては、心の変化を捉え、一人一人に寄り添った援助が必要であると考えております。

このため、児童生徒が心の変化に自ら気づき、相談する大切さを理解でき

るリーフレット「こまったなと思ったらSOSを出してみよう」を作成し、各学校に配布したところであり、この資料を積極的に活用するとともに、教職員のチームによる援助を強化するなど、児童生徒の心のケアに取り組んでまいります。